



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月15日火曜日 第2250号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	169
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	169
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	170
兼用工作物の管理の方法について（2件）.....	170
公共測量の実施の通知.....	171
公共測量の終了の通知.....	171
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）.....	171
開発行為に関する工事の完了.....	171

指定道路の指定.....	171
道路の供用開始（県道大洲長浜線）.....	172
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	172
兼用工作物の管理の方法について.....	172

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	173
技能検定の合格者.....	173
争議行為の通知の公表.....	180

告 示

○愛媛県告示第299号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101752	株式会社ケアサポートまごころ	松山市立花2丁目5番35号	桑原 深雪	居宅介護	株式会社 ケアサポートまごころ	松山市立花2丁目5番35号	平成23年2月1日
3810101752	株式会社ケアサポートまごころ	松山市立花2丁目5番35号	桑原 深雪	重度訪問介護	株式会社 ケアサポートまごころ	松山市立花2丁目5番35号	平成23年2月1日
3810101760	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	松山市喜与町1丁目10番地1	大野 宣哲	居宅介護	ヘルパーステーションはーとすまいる	松山市喜与町1丁目10番地1	平成23年2月1日
3810101760	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	松山市喜与町1丁目10番地1	大野 宣哲	重度訪問介護	ヘルパーステーションはーとすまいる	松山市喜与町1丁目10番地1	平成23年2月1日
3811000102	株式会社いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	池田 泰	居宅介護	訪問介護事業所 いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	平成23年2月1日
3811000102	株式会社いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	池田 泰	重度訪問介護	訪問介護事業所 いよコスモス	伊予市尾崎9番地6	平成23年2月1日
3811500226	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2-3	田坂 力	就労移行支援	ドリーム工房 東温	東温市下林甲1341-1	平成23年2月9日
3811500226	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2-3	田坂 力	就労継続支援B型	ドリーム工房 東温	東温市下林甲1341-1	平成23年2月9日
3823910082	有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	山口 尊	共同生活介護	共同生活事業所 ひだまり	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成23年2月14日
3823910082	有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	山口 尊	共同生活援助	共同生活事業所 ひだまり	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成23年2月14日

○愛媛県告示第300号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地		
						変更前	変更後	
3823400019	NPO法人ぽっかぽか	上浮穴郡久万高原町久万153	渡部克彦	共同生活介護	あさひ	上浮穴郡久万高原町入野1850番地	上浮穴郡久万高原町上野尻甲764番地2	平成22年7月1日

○愛媛県告示第301号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞退年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	設置の場所	
3810500086	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741-1	久米浩	旧知的障害者授産施設支援（通所）	わかば共同作業所	新居浜市船木甲741-1	平成23年2月28日
3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村上秀實	旧知的障害者更生施設支援（入所）	まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	平成23年2月28日

○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 道路の種類及び路線名

一般国道378号

2 他の工作物の名称

深浦海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地193番2地先から同字宮ノ浦1番耕地226番地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 宇和島市長 石橋 寛久

住所 愛媛県宇和島市曙町1番地

道路管理者 愛媛県知事 中村 時広

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者が行うものとする。

一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者

二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成23年 3月15日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 道路の種類及び路線名

一般国道378号

2 他の工作物の名称

白浦海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

宇和島市吉田町白浦2371番地2番地先から同2384番地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 宇和島市長 石橋 寛久

住所 愛媛県宇和島市曙町1番地

道路管理者 愛媛県知事 中村 時広

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について

て道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者が行うものとする。

- 一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
- 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成23年3月15日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成23年3月15日から
平成23年3月30日まで
- 3 作業地域 西条市

○愛媛県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年3月15日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第71号 平成23年3月8日	伊予郡松前町大字永田字長通381番1	松山市森松町461番地2 大西政廣

○愛媛県告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成22年11月8日から
平成23年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市高岡町、南吉田町、南斎院町、空港通7丁目、久保田町、富久町

○愛媛県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・4・35舟町古川線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間 平成17年9月20日から
平成24年3月31日まで
- 2 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・2・3来住余戸線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間 平成16年2月6日から
平成26年3月31日まで
- 2 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

平成23年3月15日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号

- | | |
|--|--|
| 2 指定年月日
平成23年 3月 4日
3 指定道路の位置
南宇和郡愛南町城辺甲1573番 9、甲1573番11及び甲1573番10の | 一部
4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 52.07メートル
(2) 幅員 4.00メートル |
|--|--|

○愛媛県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲1番3地先から 同町上老松甲682番10まで	平成23年 3月15日

○愛媛県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	大洲市長浜町穂積甲661番 4	平成23年 3月15日

○愛媛県告示第312号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。
 その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成23年 3月15日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川肱川水系 郷之谷川	右岸堤防	喜多郡内子町内子1484番地先から同町知清186番地先まで	道路管理者 内子町 喜多郡内子町平岡甲168番地
一級河川肱川水系 小田川	右岸堤防	喜多郡内子町知清186番地先から同193番2地先まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月15日から道路の存続する日まで

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 2月23日	N P O法人 姫だるまプロジェクト	久 保 美 穂	松山市大街道3丁目8番地1	この法人は、不特定多数の人々を対象に伝統工芸品「姫だるま」に関する普及・啓発事業、姫だるま制作の後継者育成等を行う。併せて「姫だるま」の販売及び「姫だるま」関連商品の開発・販売を行うことにより、地域社会の文化の向上・振興に寄与することを目的とする。

○ 公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成22年11月29日から平成23年 2月20日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

空気圧装置組立て

特級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7 C 8	A 甲 8	C 1	C 3	C 5	C 6

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 19	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 23	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 29
A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35
A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42
A 甲 43	A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46	B 1	

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 23	A 甲 26	A 甲 30
A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 45	A 甲 46	A 甲 47
A 甲 49	A 甲 50	A 甲 54	B 1	B 3	B 5
B 10	B 11	B 12	B 15	B 16	B 22
B 26	B 30	B 32	C 3	C 4	C 5
C 6	C 7	C 8	C 11	C 13	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17
A 甲 18	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27
A 甲 33	A 甲 34	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39
A 甲 40	A 甲 42	A 甲 46	A 甲 47	A 甲 49	A 甲 50
A 甲 51	A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 56	A 甲 57
A 甲 58	A 甲 59	A 甲 60	A 甲 61	A 甲 62	A 甲 64
A 甲 65	A 甲 66	A 甲 67	A 甲 68	A 甲 69	A 甲 70
A 甲 71	A 甲 72	A 甲 74	A 甲 75	A 甲 76	A 甲 78
A 甲 80	A 甲 81	A 甲 82	A 甲 85	A 甲 87	A 甲 89
A 甲 90	A 甲 93	A 甲 94	A 甲 95	A 甲 96	A 甲 97
A 甲 98	A 甲 99	A 甲 100	A 甲 101	A 甲 102	A 甲 107
A 甲 113	A 甲 114	A 甲 115	A 甲 116	A 甲 117	A 甲 118
A 甲 119	A 甲 122	A 甲 126	A 甲 127	A 甲 128	A 甲 129
B 4	B 5	B 6	B 8	B 10	B 11
B 14	C 1	C 2	C 3	C 5	C 6
C 11	C 14	C 15	C 16	C 17	C 18
C 19	C 21	C 22	C 25	C 26	C 27

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11
B 1	C 3				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	B 1
C 1	C 2	C 4	C 5	C 6	C 7
C 8					

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号
C 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 6

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 12			

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16
A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28
A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34
B 1					

半導体製品製造(集積回路チップ製造作業)

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 4	B 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 2

自動販売機調整(自動販売機調整作業)

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	B 1

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1	B 3

農業機械整備（農業機械整備作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	B 1
B 2	B 3	B 4	B 6		

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 8	B 3
B 4	C 1	C 2	C 3	C 4	

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	B 1
B 3					

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 9	B 2	B 3

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

パン製造（パン製造作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

菓子製造（洋菓子製造作業）

1級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 5

菓子製造（和菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 2	C 3

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7 C 8	A 甲 9 C 10	C 1 C 11	C 3	C 5	C 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 10	A 甲 5	A 甲 6

かわらぶき（かわらぶき作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	C 2

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 14 C 5	A 甲 2 B 1	A 甲 4 C 1	A 甲 5 C 2	A 甲 11 C 3	A 甲 12 C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	C 2

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 23	A 甲 10 A 甲 24	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 17	A 甲 18

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 4	C 5

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 11	A 甲 3 A 甲 12	A 甲 6 A 甲 15	A 甲 7 A 甲 17	A 甲 9 B 1	A 甲 10 C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（合成ゴムシート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 D 2	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2	D 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9 A 甲 17 C 1	A 甲 2 A 甲 11 A 甲 18 C 2	A 甲 3 A 甲 13 A 甲 19	A 甲 4 A 甲 14 A 甲 20	A 甲 5 A 甲 15 B 1	A 甲 8 A 甲 16 B 2

ガラス施工（ガラス工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 2

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4 C 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 3	A 甲 2 B 4	A 甲 22 C 3	A 甲 27	A 甲 28	B 1

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

金属材料試験（組織試験作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	C 1	C 3	C 4
C 7	C 8	C 9	C 10	C 11	C 12
C 15	C 16	D 1			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	C 1	C 2	C 3

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年 2月28日あったので公表する。

平成23年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成23年度賃金引上げその他に関する事項
- 2 日時 平成23年 3月25日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人真光会	松山市南高井1491
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。